

第2回

みんなで応募してみよう！

募集期間2019年1月1日～2月28日

フェイクニュース大賞



第2回フェイクニュース大賞の意義と目的

「国民の知る権利」とは、日本国憲法 21 条により保障される「日本国民が自由に情報を受け取り、国家に対して情報の公開を請求する権利」です。表現活動には情報の入手が不可欠です。オールドメディアによる「報道しない自由」による「情報の隠蔽」や「フェイクニュースの発信」による「虚偽の情報」は、「国民の知る権利」を損ない「民主主義の根幹を揺るがす憲法違反」です。

日本はテレビ地上波で全国放送できるテレビ局が6つしかなく、さらに新規参入を放送法によって拒んでいます。また、世界の先進国には必ず存在するフェイクニュースを処罰できる第三者機関が存在せず、虚偽報道・嘘報道が野放しになっています。

そこで、一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会では、「放送自由化のための百万署名」によってテレビの自由化と第三者監視機関設置を総務省に働きかけると共に、トランプ米国大統領に倣って「フェイクニュース大賞」を開催して「日本で蔓延するフェイクニュースの実態」を広く国民の皆さんに知って頂く活動を開始しました。

放送番組に係わる規律についての国際比較

		アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	日本
放送を規律する根拠法令		<ul style="list-style-type: none"> 刑法 34年通信法 96年通信法 FCC 規制等 	<ul style="list-style-type: none"> 90年放送法 96年放送法 03年通信法 Ofcom 番組規定 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴覚通信法 CSA との協定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送州間協定 各州放送法 青少年保護州間協定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送法 放送審議規定 	<ul style="list-style-type: none"> 放送法 電波法
行政による強制的措置	番組基準の制定	○	○	○	○	○	なし
	訂正放送等の命令 / 課徴金	○	○	○	○	○	なし
	放送免許停止又は取り消し	○	○	○	○	○	実質なし
	刑事罰	○		○	○	○	なし
放送事業者の自主的取組を求める規律 (番組基準の作成, 番組審査機関の設置)							○
監察機構		連邦通信委員会 (FCC)	放送通信庁 公共テレビには政府代表が参加	政府・議会及び視聴覚高等評議会 (CSA)	州メディア監察機関連盟 (ALM) メディア集中調査委員会 (KEK)	放送委員会 (KBC)	総務省 BPO
罰則規定		違反行為の停止、及び最高 50 万 US ドルの罰金 (2005 年放送品位維持法) または放送免許の取消等の各種制裁	訂正放送、陳謝放送命令、罰金、放送免許短縮、放送免許取消等の処置がとられる	改善要求、釈明要求、年間総売上高の 3% を上限とする制裁金 (繰返す場合上限 5%)、修正放送の要求、番組一時停止、放送免許期間短縮、免許取消等の制裁	違反が繰り返される場合は、放送認可 (免許) の停止、取り消し、放送一時停止措置のほか、秩序違反法が準用され最大 50 万ユーロの罰金が科される。	報道内容やその是正措置を怠れば 1 年以下の懲役または約 300 万円の罰金のほか、視聴者に対する謝罪や訂正放送、放送中止等	電波法第 76 条で違反者の運用停止命令等の処置が可能だが、言論の自由や放送独立性の観点から実施例なし

報道被害を生む「虚偽報道」には、「罰則」と「訂正報道の強制」が科せられるのが世界共通です。

※ 表部分は平成 22 年総務省資料をもとに 一般社団法人 日本平和学研究所 が作成

※ その他は各国の政府公開資料をもとに 一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会 が作成



第2回フェイクニュース大賞 特別賞



【ニュースタイトル】

「辺野古に新基地建設」

【フェイクメディア】

琉球新報・沖縄タイムス・朝日新聞・しんぶん赤旗・琉球朝日放送など
「新基地建設」との表現で捏造報道した全てのメディア

【フェイクニュースであることの理由】

普天間基地を辺野古のキャンプ・シュワブへ移転させる工事を「新基地建設」と封土するのは明らかに事実と異なる虚偽報道による悪質な印象操作である。

右の画像は、辺野古が米軍基地と共存してきたことを示す地元のHP (<http://urx.red/Qo3h>)



キャンプシュワブ

農村であった辺野古は、基地という経済基盤の元に地域開発を進めるために、有志会では軍用地契約に踏み切り、昭和32年に基地建設が着手されました。



基地のゲート

基地内のビーチ

アップルタウン

基地建設の着工を機に新しいまちづくりの機運が高まり、昭和33年に上乗落のまちづくりがスタートしました。このまちづくりにおいて多大な協力をしてくれたアップル少佐に因んで町名が「アップル町」と命名されました。その後、この開発によりまちは急成長し昭和40年には309世帯、2,139人の規模となりました。



アップル少佐

1960 photos of the former
that is the town of Apple
town, the former town of
had established the vil-
lage of Henoko in 1932.
There is a large building
shown in these photos.
Landing respectively. For
the town, some things
done in the village in U.S.
Lt. Col. Harry Apple, head
office of USAR (land
office) Henoko. He worked
in April, 1956, the village
was founded. This work
to be said good to, they
found him.

第2回フェイクニュース大賞 協会賞



【ニュースメディア】

TBS (Tokyo Broadcasting System Television, Inc.)

【フェイクニュース】

エントリー No.26 「(BTS メンバーの) 本当
にごめんなさい、日本の皆
さん」

N スタ 11 月 14 日放送,

N キャス 11 月 17 日放送,

アッコにおまかせ 11 月 18 日放送



エントリー No.27 「日本の人々とナチスの
犠牲者たちに謝罪するべき
だ」の「日本の人々」をカッ
ト

エントリー No.123 ひるおび 3 月 19 日放
送「八代英輝氏の『真相が
分かった』のテロップが『真
相見えず』に」



第2回フェイクニュース大賞 審査員賞



【ニュースメディア】
フジテレビ

【フェイクニュース】

エントリー No.67 池上彰スペシャル 9月7日放送「子役を使って政権批判」

エントリー No.103 目覚ましテレビ 4月25日放送「文科大臣セクシー個室ヨガ通いを補強する為に店主の主張を切り貼りする印象操作報道」

【坂東忠信先生によるコメント】

情報受信者の心得

各メディアの立ち位置と前歴を頭に入れた上で、以下の点に注意。

- ① 出処を確認
- ② 「事実」と「予測」を分離
- ③ 報道・情報を比較（国内外）
- ④ 「表現幅」に注意
- ⑤ 報道の意図と目的を推測
- ⑥ 広告主をチェック
- ⑦ 虚偽捏造・変造を拡散・抗議



第2回フェイクニュース大賞 審査員賞



【ニュースメディア】

朝日新聞

【フェイクニュース】

エントリー No.128 2019年1月28日配信 「日本語でも慰安婦強制表記始めました」

エントリー No.129 2019年2月18日配信 「アイヌ新法 英語版で日本語記事にない説明」

エントリー No.139 2018年9月24日配信 「『日本人』って？私のモヤモヤ」



Ainu elders take part in a traditional Ainu prayer held at the construction site for a memorial facility in Shiraoi, Hokkaido, in 2017. (Asahi Shimbun file photo)

After more than a century of forced assimilation and discrimination that nearly blotted out their culture, the Ainu are finally to be recognized as indigenous under legislation to be submitted to the ordinary Diet session.

朝日の誤報は過去のものではない。

今も形を変えて続けられている。

それは英語の世界だけで展開される海外向け印象操作 !!

同じ記事なのに、英語版の方が長い。

日本語版には絶対に使われないフレーズが英語版では使われている。

英語版にだけ必ず使われるフレーズ その1

comfort women, who were forced to provide sex to Japanese soldiers before and during World War II

第二次大戦前、および大戦中に、日本兵にセックスの供与（性行為）を強制された慰安婦

戦時中、日本軍の関与の下でつくられた慰安所で、朝鮮半島出身の女性が将兵の性の相手を強いられた。韓国政府が認定した元慰安婦は240人で、1月現在の生存者は25人。日本政府は1995年にも「アジア女性基金」の設立を主導、国民から集めたお金や、首相の手紙を元慰安婦に送る事業をしたが、受け取った人は一部にとどまった。

第2回フェイクニュース大賞 大賞



【ニュースメディア】

NHK(日本放送協会)

【フェイクニュース】

- エントリー No. 1 2018年12月28日放送「韓国軍レーダー照射」の合成写真
- エントリー No.13 2018年12月12日放送「靖国神社で“新聞紙”燃える 中国人男逮捕「南京事件に抗議」」
- エントリー No.33 2018年11月8日放送「トランプはCNN記者にロシア疑惑を追求されて態度を豹変」
- エントリー No.126 2018年5月15日放送「日本が『韓国』に侵攻」テロップ
- エントリー No.134 2018年8月4日放送「(杉田水脈議員のLGBT寄稿と)植松被告と根っこは同じだ」
- エントリー No.141 2018年12月27日放送「伊藤詩織さんにインタビュー(広河,鳥越氏の被害者は無視)」





「フェイクニュース」と「報道しない自由」は民主主義の敵

「報道しない自由」とは、「国民の知る権利」を満たす役割として報道機関に認められている「報道の自由（日本国憲法第21条）」を盾に「報道するのが自由なら報道しないのも自由」と称して「いかに国民が知るべき内容であっても、報道機関が知らせたくないと考えたものを報道せずに隠蔽する行為」のスラングです。

ある事象に対して「一方的な見解だけを報じる」のは「報道の自由」ですが、「放送法第4条で求められている『客観的な事実』や『背景』『異なる見解』を報じない」のが「報道しない自由」です。

民主主義における「報道」は、裁判における「証拠」と同じです。一方にだけ有利な「証拠」だけを見せると裁判所は有利な証拠が出ている方を勝たせます。「選挙」によって政治が向かうべき方向を決める民主主義で、「事実と異なるフェイクニュースを流す」ことや「必要な情報を報道しない」ことは、国民の判断を歪め民主主義の根幹を揺るがす行為であり、公器としての報道機関に許されないことです。

「第一回フェイクニュース大賞」にて「大賞」を受賞した朝日新聞の大先輩で、大正12年に「日刊アサヒグラフ（週刊アサヒグラフ）」を創刊した杉村楚人冠こと杉村廣太郎も、「故意に不実の事を捏造するのも罪悪であるが、公にすべき事実を差し押さえて公にせぬのも罪悪たることは、相同じ」と述べています。

電子署名が総務省に認められました

署名フォームで署名して日本を動かそう



総務省が公式に認めた署名フォームです。



アメリカ合衆国では、インターネットでの電子署名が公式に認められていて、国民の声が直接短時間で政治に反映され得る仕組みになっています。

日本では、長尾たかし衆議院議員が総務省に確認するまで、官庁は電子署名の明確な指標を出していませんでした。

衆議院議員・長尾たかし内閣府政務官の問い合わせに対し、総務省が「公的に認める電子署名の明確な基準」を初めて示しました。

「フェイクニュース」を止める為に必要なのは「放送自由化」

「報道しない自由」や「切り取り報道による印象操作」も「フェイクニュース」も、電波オークションを導入しインターネットのような自由な報道ができるようになれば防ぐことができます。

一 放送法はじめ電波三法を改正し、チャンネルを増やして情報源を増やす。

- ・ 地方からの全国発信を認める。(既存の在京キー局による寡占の撤廃)
- ・ 3年以内に放送ネットワークの枠を緩和・撤廃する。
- ・ 「クロスオーナーシップ(一つの資本による情報統制)」を禁止する。
- ・ 「電波利用権のオークション制度」を導入し、「放送の自由化」をする。
- ・ 情報インフラである SNS 等に、電話・電報と同様のサービス提供義務を課す。

二 民主主義を守る為、嘘の報道は罰し、間違った報道は訂正させる。

- ・ 「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第4条の「報道」に該当するものと定める。
- ・ 放送法第4条3項をフィクションと明示しない全ての放送に適用し、停波などの罰則規定を設ける。
- ・ 第三国からのメディア操作の排除を法律に明記し、管理職に国籍条項を適用する。
- ・ 報道内容について、重大な虚偽・捏造に対して「製造物責任法」を適用できるようにし、放送利害関係者を排除した第三者により違法行為を公的認定する監視機関を設置する。

ご支援の御願い

1. 協賛会員として継続的なご支援 協会ホームページよりご入会下さい。
2. 自由な金額でのご支援

ゆうちょ銀行 店名 ○一八(ぜろいちはち) 店番 018 普通預金 6888765
記号 - 番号 : 10120-68887651

口座名義 一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会
シヤ) コクミンノシルケンリヲマモルジユウホウドウキョウカイ



一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会

<http://free-press.or.jp> 8 署名受付 Fax : 03-6869-1315